第6章 死体解剖保存法

4 死体解剖資格認定申請

1 事 案	死体解剖資格の認定を受ける場合						
2 根拠法令	法第2条第1項第1号、令1条1項、則3条						
3提出宛名	厚生労働大臣(保健所長-知事経由)						
4 提出部数	3 (進達1、県控1,保健所控1)						
5 添付書類	 (1)解剖経験証明書(第五号書式) (2)履歴書(第五号の二書式) (3)解剖調書(別添様式) (4)指導者の推薦状 (5)医師又は歯科医師については医師免許証又は歯科医師免許証の写*1 (6)医師又は歯科医師以外の者については在職証明及び在職期間証明等*2 *1:原本照合免許証原本を持参のうえ、保健所で原本照合を行う。 *2:在職期間証明等通知「死体解剖資格の認定等について」(平成7年4月1日健政発325号、最終改正15医政発1216005)を参照 						
6 事務処理	収受-起案-決裁-進達(認定までの標準処理期間:5か月)						
7 申請手数料	収入印紙 9,400円						

8審查要領

- (1) 申請書の誤記・記入もれ、収入印紙、添付書類の不備はないか。
- (2) 記載事項を訂正している場合は、申請者の訂正印が押印されているか。
- (3) 提出部数に不足はないか。
- (3) 解剖経験証明書は第5号書式に従っているか、証明者の印は洩れていないか。
- (4) 履歴書は第5号の2書式に従っているか。
- 厚生労働省ホームページ参照

http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryou/shikakushinsei.html

1 세신.	して行おうとする解剖の種類(系統、病理、法医の別)					
1 #140.	して解剖を行おうとする場所					
] 騙倒	以上の刑に処せられたことの有無(あるときはその罪及び刑)					
右によっ	り資格を認定されたい。					
	集 月 日					
	出	Ш				
収入印紙 9,400円						
	厚生労働大臣					
(注意) 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。						

一 医師又は歯科医師であるときは、その免許を受けた年月日及び医籍又は歯科医籍登録番号

年 月 日生

氏 名

住 所

死体解剖資格認定申請書

(第四号書式)

11

111

囙

年 月 日

右証明する。

氏 名

年 旦 日

右のとおり相違ないことを証明する。

- 三 右期間中に解剖業務に従事した死体件数
- 二 右の施設において解剖業務に従事した年数
- 一 死体解剖業務に従事した学校若しくは病院又はその他の施設の名称

年 月 日生

氏 名

解剖経験証明書

			履	(40%	な) 暦		##				
狆	图			現住。				サ	町 1	山 枡	
	д п		孙	校 名	′ भ	語	を		K	沙、 体 #	*
(1/1/1///	//////	,,,,,,,,,,	/////		,,,,,,,	11111	11111	11111		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
攤	屋										
**	Д Н Н	超 設	袙	臣	壓	;	盘	袙	無		析
隣 弱	型	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	\\\\	(11111)	111111	1)			11111		1111
超。器	名	の平均剖検数その施設一生		五 日 日 日	型物	欣教	14	鮮型の	型類	加	氏名
()))))))	/////		\\\// _/	(//////			11111	11111			·

(注 意)

四 指導者の略歴

- 「備考」の欄には、非常勤の場合はその勤務状況を記載すること。 1 二の職歴中「所属」とは、例えば解剖学講座、病理学講座、法医学講座、医療施設の病理部門等。
- 者である場合は、その者の所属と認定番号を記載すること。2 四の「指導者の略歴」には、大学教授、准教授である場合は、その旨、死体解剖資格認定を受けた

解 剖 調 書 (系統・病理・法医)

死体番号	性別	年 齢	指導者の職名 及び氏名	解剖年月日時	解剖場所	臨床診断	剖検診断	備考

(注意)

- 1 系統・病理・法医の別については該当するものを○で囲むこと。
- 2 「死体番号」とは剖検記録等に記載されている番号であること。
- 3 本調書に記載される全ての解剖例について、申請者自らが頭蓋腔、胸腔及び腹腔を開検し、解剖報告書等を作成していることを要する。
- 4 必要に応じて、解剖報告書等の提出を求めることがあるため、申請者において解剖報告書の写しを保管しておくこと。
- 5 頭蓋腔を開検せず、胸腔及び腹腔を開検した解剖例を記載する際は、備考にその旨を記載すること。
- 6 医師及び歯科医師については直近の5年以内の20体に係るものを記入すること。
- 7 医師又は歯科医師以外の者については年次ごとに別葉とし、直近の5年以内の50 体に係るものを記入すること。